

四運自公第27号
平成15年2月28日
四運自公第18号
改正 平成25年10月9日
四運自公第16号
改正 令和元年9月2日

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針に係る標準処理期間について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）の施行に伴い、地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等の処理方針について、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

四国運輸局長

記

1 審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け四運自公第25号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等の処理方針について」（平成15年2月28日付け四運自公第26号）並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。

2 標準処理期間

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

3～5ヶ月

(2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可

4～6ヶ月

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
(その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1～3ヶ月
- (12) 運輸支局長から四国運輸局長への進達
5～10日
- (13) 輸送の安全に関する管理の受委託の許可
2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。
2. 平成10年12月17日付け四運自公第45号で公示した「一般区域貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可等の申請事案に係る標準処理期間について」は、平成15年3月31日限りで廃止する。

附 則（平成25年10月9日 四運自公第18号）

この処理方針は、平成25年10月9日から適用する。

附 則（令和元年9月2日 四運自公第16号）

この処理方針は、令和元年11月1日から適用する。